

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

那須烏山市

2 構造改革特別区域の名称

那須烏山市英語コミュニケーション特区

3 構造改革特別区域の範囲

那須烏山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

地理的・歴史的特性

本市は、栃木県の東部に位置し、平成 17 年 10 月 1 日に那須郡南那須町と同郡烏山町の合併により誕生した総面積 174.42 km²の市である。県都宇都宮市からは概ね 30 km の距離にあり、西部は高根沢町、北部はさくら市、那珂川町、南部は市貝町、茂木町、東部は茨城県常陸大宮市に接している。地勢は、八溝山系に属し、那珂川が平野部を貫流しているほか、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流している。この地帯に南那須市街地、烏山市街地が形成されており、那珂川右岸には丘陵地帯が、左岸は東部山間地帯となっている。自然豊かで、那珂川県立自然公園に属する地域もある。

歴史的には、旧烏山町が、旧城下町であり、烏山城址、特産の和紙、国指定重要無形民俗文化財である山あげ祭等、歴史・文化的遺産を有している。早野巴人や江口渙等の有名人を輩出し、古くから、教育にかける熱意が強く、市内の 2 つの高等学校は、いずれも旧町の名士により創立されたものである。

また、旧南那須町では、荒川右岸の河岸段丘で推定約 1,000～1,500 万年前の鯨の化石が発見されたり、江川流域の上川井・下川井地区では多くの遺跡が発見されたりしており、科学的・考古学的遺産を有し

ている。

社会的・経済的特性

本市においては、少子高齢化が急速に進んでおり、特に教育の分野においては、その影響が非常に大きく、平成 17 年度に中学校 1 校、平成 18 年度には小学校 2 校が閉校となり、現在市内には 7 小学校、4 中学校があるが、それでも複式学級のある学校が 2 校ある。

本市は地理的に山間部が多いうえ、広い平野がなく、また、旧城下町であった地域を含んでいるということもあり、広い敷地を必要とする大規模企業の誘致等に困難を来している。そのため、近年では、若年齢層の都市部への人口流出も問題となっている。このことは、地域産業や経済の低迷を招き、本市財政の困窮にもつながる。

また、上記のような理由から、本市のよさである豊かな自然や伝統・文化等の資源を引継ぎ生かす人材の育成も難しくなっており、本市の財産とも言える自然や伝統・文化の存亡の危機をも招きかねない状況となっている。

市内在住の外国人数（外国人登録者数の統計より）は、平成元年から 250～300 人ほどで推移しており、本県の他の市と比べると、増加の割合、人口に占める外国人の割合ともに少ない。

市の取り組みと特区の必要性

現在、本市では、活力とやすらぎの交流文化都市を目指して、新市総合計画を作成中である。その中では、市の諸条件・特性を生かし、活性化を図る必要があることが基本方針として掲げられている。

古い歴史や伝統・文化を有するにもかかわらず、企業誘致等の経済の発展においては地理的な障害があり、過疎や少子高齢化問題が深刻な本市においては、市の活性化を図る手だてとして、特に教育を重視しており、個性と魅力ある教育・文化環境をはぐくむまちづくりを目指している。

「子どもを那須烏山市で育てたい」と言われるまちづくりを目指して、市内児童生徒に夢と希望をもたせ自己実現を図るため、サタデースクールを全国に先駆けて実施したり、米国ウィスコンシン州メノモ

ニー市や中国青海省との国際交流事業を実施したりしている。

また、総合的な学習の時間等において、国指定重要無形文化財「山あげ祭」など、地域が誇る伝統・文化にも積極的に関わる機会を設けている。

しかしながら、本市には、大企業や大学等の高等教育機関、私的な教育機関が少なく、子どもたちの多くは、他国の人や文化に直接触れる機会が少ない。それだけでなく、山間部という地域性もあって、人的交流が限られており、さらに過疎化・少子高齢化という環境にあって広い視野を持って物事を見、考え、自分の意見を持ち、それを表現できる表現力・コミュニケーション能力の育成が課題である。また、伝統・文化や豊かな自然についても、常にその中で生活し、外側から比較する機会が少ない状況でもあるため、そのよさや価値についての認識が薄い。

このような状況下であるため、他の地方公共団体と比べて、市の目指す人材を育成することは、極めて厳しい環境にあり、それが将来の可能性を伸ばす障害となることが懸念される。そのため、学校教育の中で他国文化の理解や尊重、英語等の国際的コミュニケーションツールの習得等を行うことが必要である。これらなしには急速に進展している国際社会に出ていくことは難しく、他国の人々との共生に支障を来したり、今後社会に出て活躍する機会をも狭めたりする恐れもある。

本市の目指す夢や希望をもち積極的に物事に挑戦し、その実現を目指す人材の育成には、広い視野で物事を見、考え、状況や将来を見通して適切な思考と判断のもとに、周囲と協力して行動することが求められる。そこで英語という言語を通して、広い視野で物事を見、考え、物怖じせずに人とコミュニケーションを図る態度を養い、また、それを表現の手段として、広く世界に発信できるような人材を育成したいと考えた。

そのためには、英語によるコミュニケーション活動を通して、豊かなコミュニケーション能力の育成を早期から一貫して指導することが

必要である。コミュニケーション能力の育成を図るには、長いスパンで、一貫した方針のもと、小中学校の連携を図って発達段階に応じた指導をその段階で行うことが効果的である。小学校での学習や獲得したコミュニケーション能力を踏まえ、さらにそれを生かして伸ばせる時間を新設し、今まで以上に英語によるコミュニケーション能力を育てたい。

本市は、教育の多くを公教育に頼っているため、市全体で本特区を推進したい。これらは、文部科学省が推進している「英語が使える日本人の育成」にもかなったものである。

5 構造改革特別区域の意義

本市の目指す、「夢や希望を持ち積極的に物事に挑戦し、その実現を目指す」人材の育成を図るには、広い視野で物事を見、考え、物怖じせずに人とコミュニケーションを図る態度を養い、また、それを表現の手段として広く世界に発信できるような力が必要である。そのため、本市立の全小中学校に英語コミュニケーション科を新設し、英語を通じたコミュニケーション能力育成を早期から一貫して指導することにより、これまで中学校のみで実施していた英語教育だけでは実現が困難だった、国際感覚と広い視野の育成、英語をコミュニケーションツールとして積極的に使用する態度や能力の育成を図ることができる。

また、那須烏山市の特色を生かして、山あげ祭等の歴史的に価値のある伝統・文化などの文化遺産を取り入れたり、国際姉妹都市との交流等を生かした活動を取り入れたりして教育を展開することにより、郷土のよさや価値を再認識し、郷土のために将来にわたって意欲と創造性を持って活動する人材を育成できる。

さらには、教育のみならず、市全体への波及効果として ALT（外国語指導助手：以下 ALT と表記）や英語支援員（学校等で英語に関する活動の支援にあたる地域人材）、在住外国人、海外在住経験者等と連携しながら市民も巻き込んだ英語・国際理解活動を展開することによる市の活性化が期待できる。

我が国では、国際理解教育の重要性はかねてから指摘されており、特に、英語が使える日本人、国際感覚を身に付け豊かなコミュニケーションが図れる日本人の育成は長年の課題である。本市で取組む小中一貫した英語によるコミュニケーション能力育成のプログラム開発は、このような期待に十分応えられるものであり、本市のみならず、全国的な構造改革への波及にも影響を与えられられる。

6 構造改革特別区域の目標

教育上の目標

- ・ 英語を通して広い視野から考え、豊かなコミュニケーション能力を身に付けた子どもを育成する。
- ・ 郷土に誇りを持ち、広く世界と交流しながら明日の那須烏山市を切り拓くことのできる、意欲と創造力豊かな人材を育成する。

全国的な構造改革への波及

- ・ 小中一貫した英語によるコミュニケーション能力育成のプログラム開発と成果の検証をして、実践事例を全国に示し、我が国の教育が求めている、英語が使える日本人、国際感覚を身に付け豊かなコミュニケーションが図れる日本人の育成に寄与する。

市の活性化

- ・ 英語を通じた様々な活動を市の全域で展開し、市民の積極的な参加により経済的・社会的活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

- ・ 外国人及び英語教員資格者、海外在住経験者等を指導助手や英語支援員として採用し、市内7小学校、4中学校に年間35時間派遣することによる経済の活性化への効果が期待できる。
- ・ 関連活動としての国際交流・国際理解活動は、外国人の本市への移動等による経済効果、外国人の在地企業への就労等による経済

効果が期待できる。

(2) 社会的効果

- ・ 英語を通して広い視野から考え、豊かなコミュニケーション能力を身に付けた子どもを育成することにより、将来の地域づくり、社会づくりに貢献する人材が育成できる。
- ・ 英語を通じた様々な活動を市の全域で展開し、市民の積極的な参加により、地域連携が強化され、市全体の活性化が期待できる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

学校における関連教育への支援事業

英語コミュニケーション科以外の授業や学校行事等活動に対してもALTや英語支援員を派遣したり、学校での授業や活動への相談に応じたりする。

海外姉妹都市等交流事業

アメリカ合衆国ウィスコンシン州メノモニー市、中国青海省との交流を継続し、海外に派遣された子どもたちを通して電子メール等でさらにネットワークを広げる取り組み等を行うなど内容の充実を図る。

市民国際交流活動への支援事業

英語支援員等を通して、ロータリークラブやアジアからの留学生との交流会等の市民レベルでの国際交流活動への支援を行う。

子ども英会話教室

幼稚園・保育所等にALTや英語支援員の派遣を行うなど、幼児期か

ら英語に触れさせる機会を設定し、市全体で英語を中心とした市の活性化を図る。

英語コミュニケーション科研修会

本市独自の取り組みである英語コミュニケーション科の研修を行う。初年度は、その趣旨や指導法の研修を中心に、2年目以降はよりよい指導法や活動を目指した研修を中心に行う。

構造改革特別区域計画（別紙）

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

那須烏山市立全小中学校

3 当該規制の特例措置の運用の開始日

平成20年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体 那須烏山市

(2) 事業が行われる区域 那須烏山市立全小中学校

(3) 事業の実施期間

平成20年4月1日より実施し、下記5(2)の教育課程の基準によらない部分が、教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで

(4) 事業により実施される行為

英語を通して広い視野から物事を考え、豊かなコミュニケーション能力を身に付けた子どもを育成するため、全小中学校、全学年において「英語コミュニケーション科」を新設する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間等

平成20年4月1日より実施し、平成21年に第1次評価、平成23年に第2次評価を行い見直し・改善を行う。以後2年ごとに成果と課題を検証し、見直し・改善を図る。

(2) 教育課程の基準によらない部分

小学校第 1 学年から第 6 学年に「英語コミュニケーション科」を新設する。

(第 1、2 学年は年間 17 時間、第 3 学年から第 6 学年は年間 35 時間)

ア 第 1 学年と第 2 学年は、「生活科」を 17 時間削減し、「英語コミュニケーション科」に充てる。

イ 第 3 学年から第 6 学年は、「総合的な学習の時間」を 35 時間削減し、「英語コミュニケーション科」に充てる。

中学校第 1 学年から第 3 学年に「英語コミュニケーション科」を新設する。

ア 「総合的な学習の時間」から 35 時間削減し、「英語コミュニケーション科」に充てる。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

「英語コミュニケーション科」の目標及び内容

< 目 標 >

- ・ 英語を使った活動を通して英語を使って積極的にコミュニケーションしようとする態度を身に付ける。(コミュニケーションへの関心・意欲・態度)
- ・ 身近な英語を使って自分の考えなどを話したり書いたりすることができるようにする。(表現する力)
- ・ 身近な英語を聞いたり読んだりして相手の意向などを理解することができるようにする。(理解する力)
- ・ 英語を通して外国の言語や文化、自国や郷土の文化に対する理解を深める。(言語や文化の知識・理解)

<内 容>

指導計画

小学校においては、聞くことや話すこと等文字をなるべく使わず、英語に楽しく慣れ親しむ活動を通して、英語を使って積極的にコミュニケーションを行おうとする態度を養うことを中心とする。また、発達段階に応じて活動を工夫し、低学年においては、コミュニケーションへの積極性を重視し、学年が上がるにつれてその他の力の比重を増し、中学校卒業段階では、すべての能力・態度が身に付くようにする。

カリキュラムの検討や評価については、市内小中学校の代表者・那須烏山市教育委員会・学識経験者等からなるカリキュラム委員会を設け、その中で検討・評価・見直し・改善等を行う。

指導体制

全校に外国語指導助手（以下 ALT と表記）や英語支援員を派遣する。（地域において英語コミュニケーション科の支援ができる人材を活用）

小学校においては、学級担任と ALT や英語支援員とのチーム・ティーチング（以下 TT と表記）を実施する。

中学校においては、英語科教員（又は英語支援員と ALT との TT）により実践的コミュニケーション活動を中心に授業を行う。

また、転入生等への配慮として、本市の英語コミュニケーション科にスムーズに入れるよう、学級担任との相談を行うとともに、必要に応じて支援員を増員する等の配慮をする。

評価

- ・ 評価については、目標に対応させ、次の4つの観点で行う。

コミュニケーションへの関心・意欲・態度 表現する力 理解する力 言語や文化の知識・理解
--

また、目標との対応から、学年の発達段階に応じて4つの観点の比重を変える。（小学校低学年においてはコミュニケーションへの関

心・意欲・態度を中心にし、学年が上がるにつれて他の3観点の比重を増していく。中学校卒業段階では4つすべての観点に照らしてその能力がバランス良く身に付くようにする。)

- ・ カリキュラム評価等に関しては、アンケート調査等に加え、実践的な英語のコミュニケーション能力の育成の程度を客観的にみるため、実用英語検定試験、TOEFL、TOEIC 等において成果の確認をする。
- ・ 評価規準については、初年度に、カリキュラム委員会において作成する。その後は年度ごとに見直し・改善を行う。
- ・ 評価の結果については、通信票、指導要録には、数値による評価は行わず、評価の観点に照らして評価し、児童生徒の学習状況の顕著な点については、その特徴を記入することとする。

教材等

- ・ 初年度はカリキュラム委員会において参考事例を作成する。その後はその教材を参考に各学校において作成していく。

(4) その他

初年度は次の研修を実施する。

- ・ 英語コミュニケーション科カリキュラム研修
- ・ 英語コミュニケーション科指導法研修
- ・ ALT・英語支援員研修

教育課程時数表

【小学校】 各学年とも上段が標準時数で下段が特区により変更する部分

区分	各教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語コミュニケーション科				
1年	272		114		102 85	68	68		90	17	34	34		782
2年	280		155		105 88	70	70		90	17	35	35		840
3年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	105 70	910
4年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	105 70	945
5年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	110 75	945
6年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	110 75	945

【中学校】 各学年とも上段が標準時数で下段が特区により変更する部分

区分	必修教科の授業時数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等に充てる授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技家・家庭	外国語	英語コミュニケーション科					
1年	140	105	105	105	45	45	90	70	105	35	35	35	0~ ~30	35~ 65	980
2年	105	105	105	105	35	35	90	70	105	35	35	35	50~ ~85	35~ 70	980
3年	105	85	105	80	35	35	90	35	105	35	35	35	105~ 165	35~ 95	980

(4) 教育課程の基準によらない部分を設ける趣旨

本市は、「個性と魅力ある教育文化をはぐくむまちづくり」 - 夢に向かってチャレンジする人づくり - を基本理念として、一人一人の能力や個性を伸ばす教育を行い、これからの変化の激しい時代に対処でき、夢と希望をもって目標に向かって積極的にチャレンジする人材の育成を目指している。

しかしながら、山間部に位置することもあり、経済の低迷が続き、過疎化・少子化が進んでいる。人的交流にも乏しいため、コミュニケーションへの積極性や表現力に課題をもつ。これらの要素は、これからの情報化・国際化に対応する人材を育てる上で大きな障害になると考えられる。さらに、それを補う環境や私的教育機関も限られており、これらの障害を克服することが公教育に求められている。

一方、豊かな自然と他に誇れる地域の伝統・文化を有し、総合的な学習の時間等においては、これらの郷土の教材をテーマとした学習がなされている。しかし、その豊かな自然や伝統・文化に囲まれていることが、逆にそのよさや豊かさを認識できない状況をも作っている。

そのような状況の中で本市の目指す人材の育成を図るためには、市をあげて、一貫した方針のもとに広い視野で物事を見、考える姿勢や態度、豊かなコミュニケーション能力の育成が不可欠である。

これらのことから、英語という言語を通して、コミュニケーションを図る活動を中心に、本市の目指す人材を育成したいと考えた。発達段階を考慮した指導は、これらの能力や態度の育成には非常に有効である。その実現のためには、市内の小中学校すべてが共通の目標のもとに、共通のプラン、共通の時数で、一貫性、系統性のある学習を行うことが必要である。目標や趣旨、育てたい資質・能力等において関連性をもつと考えられる現行の生活科や総合的な学習の時間など各学校の裁量に任された学習では、市をあげて、市の育てたい人材の育成を図るためには不十分である。さらに、それらの教科・領域の枠を越えて、表現力やコミュニケーション能力、言語や文化についての知識や理解等を重点的に学

習するためには新しい教科の開設が必要である。これらの理由により、小・中学校ともに「英語コミュニケーション科」を新設する。このことは、現行の生活科や総合的な学習の時間の内容を縮減するものではなく、本市の実態に応じて深化・拡充するものであると考える。

時数の配当については、小学校 1、2 年では、体験を通して英語に触れ、親しみ、英語という言語を通して国際理解の基礎を培っていく本教科は、生活科の目標の「具体的な体験を通して」「自分と身近な人々社会及び自然とのかかわりに関心をもち…」等と重なる。また、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度、興味・関心を持って知識を得たり体験を行ったりしようとする態度等は英語コミュニケーション科と共通するものであるため、生活科から年間 17 時間を充てるものとした。

小学校 3～6 年については、自国文化や他国文化の理解等の国際理解教育との関わり、広い視野でのものの見方・考え方の育成、積極的に未知なるものに関わる主体的・創造的な態度の育成など、英語コミュニケーション科の趣旨と総合的な学習時間の趣旨には共通する部分が多いため、総合的な学習の時間から年間 35 時間を充てることとした。

中学校においても、小中一貫した考えで、発達段階に応じた系統的な指導を行いたい。そうすることにより、今まで以上に小学校からの学習も生かされる。また、中学校においては、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う」という目標の外国語の学習との関連も図り、相乗効果によって一層の成果が期待できる。

これらの措置を行うことにより、全市をあげて、本市の目指す広い視野とコミュニケーション能力を身に付け、自信と誇り、夢と希望をもって明日を切り開く人材の育成を図りたい。

(5) 憲法、教育基本法上の理念及び学校教育法に示されている目標との関係

本特区の導入による、自国と他国についての理解を深め、広い視野を持った人材の育成は、日本国憲法にある「世界平和と人類の福祉に貢献する国民の育成」につながるものである。

教育基本法との関連では、本特区は、第1条の「人格の完成をめざし」たものであり、同法第2条の目標の1「幅広い知識と教養を身につけ」、5「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度」を養おうとするものである。

また、本市の全小・中学校を対象とした本特区は、教育の機会均等を掲げた同法第4条の理念に適ったものである。

さらに、本市の目指す人材の育成のために、小学校からの英語学習を可能にし、実生活と結びつけた身近な題材を扱ったり、自分たちの生活に引き付けたりして児童生徒に興味・関心やコミュニケーションへの意欲をもたせ、実践的な力を養うことを目的としている本特区は、教育基本法第16条の3にある「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」を体現したものである。

学校教育法の目標との関連については、児童生徒が実際の活動を通して、自国の文化や他国の文化に触れ、学ぶ本市の特区は、小学校においては第18条の2にある「児童の体験的な学習活動」を通して「郷土及び国家の現状伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養う」こととつながるものであり、中学校においても、小中の連携を図り、一貫したプログラムにより発達段階を考慮し、小学校での学習を生かした系統性のある学習を行うことは第36条の目標の1「小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う」という目標にかなったものである。